

第 2 0 号議案

東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 2 月 2 2 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例

東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例（平成26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第9条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「（支給
認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援
法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）」を加え
る。

第16条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。